

東京純心大学

平成 28 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 29 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

東京純心大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、東京純心大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の使命・目的は、建学の精神及び教育理念に基づき、学則に具体的かつ明確に定められ、学生便覧に簡潔に分かりやすく掲載されている。

大学の教育上の特色を「人格の形成・品格の涵養・資格の取得」の「三つの格（＝核）」で表し、教職員及び役員の理解と支持を受け、各学部・学科の人材養成及び教育研究上の目的を定めている。また、ホームページや「学校法人広報」、大学報、「後援会報」及び「同窓会報」の4機関紙と別途作成した「東京純心大学の未来」を通じて、ステークホルダーをはじめとした学内外への情報提供を図っている。

使命・目的及び教育目的は、地元八王子市との連携を含め、高等教育機関としての社会的な使命に応えるべく、自己点検・評価という適切なプロセスを経て、中長期計画や三つの方針（ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシー）に反映され、必要に応じた見直しにより、社会情勢の変化に対応している。

「基準2. 学修と教授」について

大学、学部・学科の三つの方針は、大学の個性・特色の根幹をなすものとして明確に示され、多様な入学者選抜、教育目的を踏まえた教育課程の体系的編成、教育の質保証の担保、単位認定、進級及び卒業認定と相互に関連付けて運用されている。

教職員協働のもと、学生一人ひとりに対する支援、相談・助言体制を整備している。教育目的の達成に向け「FD・SD委員会」を設置し、研修会や公開授業を行うとともに、「学生による授業評価アンケート」を活用し、授業内容、教授方法の改善に向けたフィードバックを行い、学修指導に反映させている。また、学生のニーズに対応するため「学生生活アンケート」を実施している。教員配置は適切であり、キャンパスは、安全性・利便性に配慮した整備がなされ、学生生活を送るにふさわしい教育研究環境となっている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

寄附行為及び同施行細則等に基づいた学校法人及び大学の運営に関する諸規則を適切に定め、経営の規律と誠実性を維持し、倫理性、公共性の高い教育機関としての運営を行うとともに、教育の質の保証を担保するための継続的努力を法令遵守のもとに行っている。

理事長は法人の、学長は大学の代表として、各々円滑な意思決定のため、リーダーシップとボトムアップのバランスを意識した運営を行っている。

財務については、各年度における計数目標の見直しまでには至っていないが、建学の精神や教育理念を実現し、使命・目的を果たすため、中長期事業計画を作成して必要最小限

の予算での運営を工夫している。第2号及び第3号基本金は計画的に組入れられている。

内部監査体制を整え、定期的な監査を実施することで、会計処理の適正化に努めており、教育情報及び財務情報はホームページを利用して、適切に公表・公開している。

「基準4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的を達成するため、自ら点検及び評価を行うことを学則に定め、学長主宰のもと「自己点検・評価委員会」を設置し、教育研究活動の改善、水準向上のため、自主的・自律的な自己点検・評価を適切に実施している。

自己点検・評価は、業務ごとに実施しているアンケートをエビデンスとして活用しているが、「IR推進室」を設置したことで、より精緻な調査、データの収集と分析が期待される。

自己点検・評価の結果は、各種会議を通して教職員で共有し、監事監査を経て、理事会で承認後、ホームページ上で公開するなど、自己点検・評価を誠実にやっている。

課題や指摘事項は、次年度の教育研究活動の改善に生かされ、自己点検・評価の結果を反映させた計画を作成しており、向上・充実のためのPDCAサイクルは確立され、大学の発展のために有効に機能している。

総じて、大学は、建学の精神及び教育理念に基づいた、使命・目的及び大学の教育目的により、時代の変化に対応した、特色ある教育を行うとともに、全学的な教職協働体制により、質の高い高等教育機関として地域貢献に寄与している。平成27(2015)年度の看護学部開設に合わせた共学化により、今後は、大学の財政健全化を目指し、入学定員確保に向けた学生募集対策を計画的に着実に実行していくことが望まれる。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準A.社会貢献」「基準B.強み・特色を生かした独自の研究活動」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準1. 使命・目的等

【評価結果】

基準1を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目1-1を満たしている。

【理由】

建学の精神である「キリストの教えに基づいて真善美を探究するために、聖母マリアを

理想とすること」に基づき、「愛に根ざした真の知恵 “Sapientia in Caritate Fundata”」たる教育理念を身につけた人間の育成を教育の目的としている。そのために、「聖母マリアにならう人格形成」「普遍的真理の探求」「国際社会にいきる教養の体得」を三本の柱とし、自己の可能性に挑戦し続けられる人材の育成によって、個性豊かな文化の創造と発展及び人類の福祉に貢献し、奉仕できる人間を社会に送り出すことを目指している。

大学の使命・目的は、明確に定められ、学生便覧に「教育理念」のタイトルのもと簡潔に分かりやすく掲載されている。

「学園標語『マリアさま いやなことは私が よろこんで』」が校舎の各所に掲出され、法人の規律ある姿勢を表明している。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の教育上の特色を、「人格の形成・品格の涵養・資格の取得」の「三つの格(=核)」で簡潔に表し、現代文化学部国際教養学科・こども文化学科、看護学部看護学科の個性・特色を、それぞれの使命・目的に従い学生便覧に明示している。

各学部・学科における、人材養成及び教育研究上の目的を明確に定めており、大学の使命・目的は、学校教育法及び設置基準等の法令に照らして適切なものになっている。

平成 27(2015)年 4 月の看護学部看護学科の開設に合わせた共学化により、大学名称を東京純心女子大学から東京純心大学に変更し、学則第 2 条の条文に「人類の福祉に貢献し」を付け加えるとともに、「女性の育成」を「人間の育成」に改めた。また、平成 31(2019)年度までに、教養教育の充実を含む、社会情勢の変化に対応した教育課程の再編成を目指すなど、社会の要請に応える大学としての責任を果たしている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的は、大学の各種会議、評議員会及び理事会と、それぞれの審議過程における教職員、評議員及び役員の関与・参画により、理解と支持のもと意思決定している。

理事会及び大学で意思決定した事項は、教員協議会及び職員会議で全教職員に周知するとともに、ホームページや「東京純心女子学園広報」、大学報「えにしだ」「後援会報」及び「同窓会報」の4機関紙を通じて、ステークホルダーにも情報の提供を図っている。

平成27(2015)年度の中長期計画の策定時に、使命・目的を反映していることを確認した、大学及び学部・学科における三つの方針は、地元八王子市等との地域連携・産学連携をも含めた中長期計画とともに「東京純心大学の未来」にまとめ、学内外に配布している。

大学の使命・目的及び教育目的を達成するため、学部・学科、図書館、センター等の教育研究組織を設置して必要な教職員を配置している。

基準2. 学修と教授

【評価結果】

基準2を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

各学部・学科でアドミッションポリシーを作成し、学生募集要項及びホームページに掲載されており、受験生が平易に理解できるようになっている。アドミッションポリシーに従い、入試問題の作成を大学内及び法人内で行い、一般入試以外にも AO 入試や推薦入試、大学入試センター試験利用入試、特別奨学生入試等を取入れ、多様な背景を持つ学生の受入れに対応している。

学科の収容定員に対する学生数の確保について、平成 27(2015)年度の広報活動において高校訪問数を増やすとともに、進学の世界分析や広報媒体における募集戦略の業務改善及びオープンキャンパスの内容の充実を図っている。平成 28(2016)年度入試では、いずれの学部・学科も入学定員に充たなかったが「東京純心大学における入学試験（広報）のあり方に関する検討会」を設置し、現状を分析した対応策を検討している。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

各学部・学科の教育課程編成の方針は、三つのポリシー及び各学部・学科の目的に沿って作成されており、ホームページへの公表や、広報誌である「東京純心大学の未来」に明示されている。教育課程の編成方針は、学長をはじめとする大学運営協議会で審議、決定し、その編成は全学的な取組みとなっている。教育課程の体系的編成は、カリキュラムマップの作成、科目ナンバリングとして取組んでいる。また、授業内容や授業計画に加えて、必要な学習量、予習、復習を学生へ認識させるため、ホームページ内にシラバス検索システムを設けている。

教授方法の工夫については、各学科の専任教員によって取組まれている。大学の特色である感性を育てる教育を、現代文化学部こども文化学科と看護学部看護学科の教育にも取り入れ、更には二つの学科の特性を生かす共同科目の開講も検討が進められている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学務委員会と事務局学務課が各学部・学科の教員と連携し、履修指導、学修指導、成績・単位修得等の学修及び授業支援を行っている。また、小規模大学の特性を生かし、教員が学修、学生生活、その他の相談などのアドバイザーとして機能しており、学生の要望に傾聴した学修及び授業支援の体制改善へ反映させている。こうした学生への対応は、オフィスアワーの概要として学生便覧に示されている。

退学については、アドバイザーが本人及び保護者と面談を繰返し、事情を考慮した指導の上、教授会において審議されている。退学者減少に向けて、受験時の入試区分を分析するとともに、一部の推薦入試の入試選抜方法の見直しを行っている。また、休学者・留年につながる学生の就学状況については、教員間の情報共有・連携、保護者との連携が図られている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

成績評価及び単位授与の基準、進級及び卒業要件は、学則により明確に定められ厳正に行われるとともに、学生に対しては学生便覧の成績評価においてその基準を明示している。卒業時の単位取得要件は、現代文化学部と看護学部においてそれぞれに基準が設けられている。また、ディプロマポリシーをホームページに公開し、適切に運用している。

GPA(Grade Point Average)の活用は、現代文化学部こども文化学科は実習の履修基準として、看護学部看護学科については利用がないものの、実習ごとに先修条件を設け、質の保証を図っている。こうした取組みは、平成 28(2016)年度から、各学期終了後に学生及び保護者へ配付する成績表に明記し、単位修得状況とともに学修の水準を学生、保護者が確認できるように工夫されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

教育課程内の授業において、キャリアセミナーや企業インターンシップを開催している。教育課程外では、キャリアセンターにキャリアカウンセラーを配置し、学生からの相談を受け、毎週 1 回全学年を対象としたミニキャリアガイダンスを実施している。そのほかに、就職対策講座として自己啓発講座、筆記試験対策講座、面接対策講座及び「公立保育士採用試験合格講座」を実施するとともに、学内で日本漢字能力検定試験、秘書技能検定試験を行っている。なお、3 年次より学生への個別面談の機会を持ちつつ、4 年次の内定まで支援しており、社会的・職業的自立に関する指導体制は整備されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

平成 27(2015)年度に「FD・SD 委員会」を設置し、「FD 研修会」を開催した。また、学生による授業評価アンケートの実施方法を見直して、調査項目を改め、リフレクションシートの書式を設定し、公開方法を定めた。なお、公開授業については、ガイドラインを作成し、公開授業情報交換会を開催することにより情報交換とグループ討議を実施している。加えて、平成 28(2016)年度に教員活動状況評価を実施するための検討を重ね、一部は実行に移されている。

平成 26(2014)年度には、学生による授業評価アンケートの結果を自己点検・評価報告書に記載して学内外に公表し、フィードバックしている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

新入学生に対して、入学直後にオリエンテーション及びオリエンテーションキャンプを実施して、学生生活が安定するよう努めている。また、「江角記念奨学金」「後援会奨学金」及び看護学部の学生に対する「聖マリアンナ医科大学奨学金」などの独自の奨学金を設けることにより、学生生活を支援している。課外活動を通じて調和の取れた人間関係を学ぶことが出来るよう学生会活動や他の課外活動を支援している。ハラスメント対策としては、「ハラスメント防止委員会」が中心となって、予防・救済・対策を図っている。

「学生生活委員会」では学生のニーズに対応するため、毎年学生生活アンケートを実施し、分析結果について「学生生活アンケート報告」を作成することで、学生の意見・要望を学内へ周知するとともに、具体的な取組みへ結びつけている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

教員配置については、大学設置基準に従い、建学の精神と教育理念の実現、使命・目的に従って適切に配置している。

教員の採用・昇任については、「東京純心大学専任教員採用選考規程」及び「東京純心大学教員昇任選考規程」に基づき行われている。教員評価については、平成 28(2016)年度から、「自己点検・評価委員会」及び「FD・SD 委員会」で検討・協議した教員活動状況評価を導入している。FD 研修については、「FD・SD 委員会」が中心となり、研修会や公開授業を行っている。

教養教育の充実を目指し、「教養教育検討会議」を平成 27(2015)年度に教養教育室として教育研究組織に位置付け、平成 31(2019)年度までに「教養教育センター」（仮称）を設

置することとしている。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

大学設置基準で定める校地面積及び校舎面積を上回る面積を有し、校地内には運動場、テニスコート、大学専用体育館を有している。図書館は、学部・学科に関連する専門書を所蔵し、グループ学習コーナーやグループ視聴室を備えている。平成 27(2015)年、情報処理演習室内の全てのパソコンを入替えて台数も増加し、学生の利便性を向上させる環境整備を行った。耐震やバリアフリーなど、施設・設備の安全性にも配慮している。また、施設・設備に対する学生の意見をくみ上げ、施設・設備の改善につなげている。

授業は、適切な学生数で実施され、大学の特色である「少人数教育」を実践している。

【優れた点】

○図書館は、クリスマス絵本を含む多数の児童文学書を収蔵し、こども文化学研究の基盤となっており、高く評価できる。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を概ね満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明

3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守

3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮

3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

カトリック修道会「純心聖母会」が母体となった「学校法人東京純心女子学園」は、「学

校法人東京純心女子学園寄附行為」及び「学校法人東京純心女子学園寄附行為施行細則」並びに就業規則に基づいた学校法人及び大学の運営に関する諸規則を適切に定め、経営の規律と誠実性を維持し、倫理性、公共性の高い教育機関としての運営を行っている。また、教育の質の保証を担保するための継続的努力を法令遵守のもとに行っている。

創立者江角ヤスの「植物をとおして『育てる』」との志を遺訓として、環境の維持に努め、約 50 種類の桜を観賞する「桜まつり」を開催し、地域住民に開放している。防火・防災、防犯体制などを整え、非常時対応訓練を実施して安全管理を行うとともに、個人情報保護、セクシュアルハラスメントの防止、研究上の倫理、公益通報者保護等、人権に配慮している。

教育情報及び財務情報は、ホームページを利用して、適切に公表・公開している。

3-2 理事会の機能

3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

使命・目的の達成に向け、「学校法人東京純心女子学園寄附行為」及び「学校法人東京純心女子学園寄附行為施行細則」に基づき、最高意思決定機関として理事会を置いている。理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督するとともに、法人全体の事業計画・予算、事業報告・決算、重要規則の改廃、設置学校の学部・学科の構成などの重要事項を審議している。

理事は、寄附行為に基づき、適切に選任されており、会議出席状況は良好であり、欠席の際の意思表示も適切である。

理事長は、理事総数の過半数の議決により選任され、法人を代表し、法人の業務を総理している。設置学校の管理運営に関する業務のうち、理事会決定業務を除いた、教育・研究に関する業務の設置学校長への委任規則等により、理事長のリーダーシップのもと、戦略的意思決定ができる体制を整備し、機能的に運営している。

3-3 大学意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

意思決定組織は、大学運営協議会が各委員会の報告を受け、協議の結果、学長が決定するというプロセスを重視し、それぞれの会議等の権限と責任も規則により明確化している。

学長が、使命・目的の達成に向けた意思決定と業務執行において、適切なリーダーシップを発揮できるよう、「東京純心大学運営組織規程」により、学長の補佐体制として、学長の職務全般を補佐する副学長と、特定の業務を補佐する学長補佐を置いている。

教授会の役割を「学長に意見を述べる」とし、学長の諮問機関としての位置付けを明確にしている。審議事項は、「学生の入学・卒業、学位授与」のほか「学長が必要と認めた場合」に限定し、学長が教授会に意見を聞くことが必要な重要事項についてはあらかじめ「教授会規程」に定め、学内に周知するなど、学長の適切なリーダーシップのもとで戦略的に大学を運営できる体制を構築している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

- 3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化
- 3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性
- 3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

理事長は法人を代表し、学長、校長に教学面について委任することを出して、経営・管理面に関する業務を総理している。学長、校長は理事として、ガバナンスに参画し、理事会の意思決定に従い教学面での責任を果たしている。監事は、寄附行為及び同施行細則により、2人が適切に選任されており、評議員会は、寄附行為に基づき諮問機関として適切に運営されている。

大学における業務処理は、委員会、大学運営協議会、教授会に意見を聞いた上で、学長が意思を決定し理事会に上程するが、学長は理事でもあるため、法人と大学のコミュニケーションは常にとれている。大学運営協議会の構成員には学部長、学科長、事務局長が含まれているため、大学内の各部門のコミュニケーションもとれており、円滑な意思決定とリーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営が行われている。

3-5 業務執行体制の機能性

- 3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保
- 3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性
- 3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

業務の執行に当たっては、経営・管理面の業務と教学面の業務を適切に分散し、職務上の相互牽制が効くよう職員を配置している。

SD(Staff Development)研修については、月 1 回の職員会議等を利用して、他大学の改革事例の紹介や外部講師の招へいを行うとともに、「FD 研修会」にも職員が参加するなど、SD と FD とが相互に関係性を持つように配慮している。

また、外部機関で開催される各種研修会等にも出席し、職員会議で報告をすることで、事務局内の相互理解を図っている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

財務計画は、各年度における計数目標の見直しまでには至っていないが、建学の精神や教育理念を実現し、その使命・目的を果たすため、中長期的な事業計画を作成し、必要最小限の予算で工夫した運営を行っている。

平成 24(2012)年に大学基本計画の改定と併せ人件費削減を実施するとともに、平成 27(2015)年には看護学部の新設を行い、財務の改善を図った。看護学部設置経費等の影響もあり、事業活動収支差額（旧帰属収支差額）のマイナスが複数年度続いているが、今後の学年進行によって学生数の純増が見込まれるため、看護学部の完成年度に向けては定員充足による学生生徒等納付金収入の増加に期待が持てる。

また、基本金については、将来的な施設や設備の拡充に備えた第 2 号基本金の計画的な積立てを履行しているとともに、第 3 号基本金を保持し奨学事業に寄与している。

【改善を要する点】

○財務基盤の確立に向けた中長期的な財務計画の早期策定とともに、入学定員充足による学生生徒等納付金収入の安定確保への抜本的な改善が必要である。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理は、学校法人会計基準及び「学校法人東京純心女子学園経理規程」などの学内

諸規則に基づき、適切に行っている。会計処理上の疑義等については、その都度、私立学校振興・共済事業団の担当窓口や公認会計士に相談し対応している。

会計監査は、法令に基づく会計監査や監事監査はもとより、内部監査体制として「学校法人東京純心女子学園内部監査規程」を定め、職員を監査担当者として指名している。内部監査担当者は法人全体の効率的運営及び財務資料等を監査し、定期的な監査を実施し、会計処理の適正化に努めている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

学則第 3 条において「教育研究の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するために、教育研究活動の状況について、自己点検及び評価を実施し、その結果を公表する」と定め、「東京純心大学自己点検・評価委員会」のもと、各評価項目に応じた自己評価を行うとともに、将来計画を併記する工夫などにより、大学の使命・目的に則した自主的・自律的な自己点検・評価を行っている。

自己点検・評価の実施については、「東京純心大学自己点検評価委員会規程」に「定期に実施する」と定め、平成 25(2013)年度、平成 26(2014)年度、平成 27(2015)年度と行っていることから、恒常的な実施体制を確立している。

4-2 自己点検・評価の誠実性

4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価

4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析

4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

「入試・広報関係アンケート」や授業評価アンケートなど、業務ごとに実施している各

種アンケート調査を活用して、透明性を確保しながら、エビデンスに基づく客観的な自己点検・評価を行っている。データの収集から分析まで事務局担当課が行い、各学科へフィードバックし、更に分析と情報共有が図られ、次年度の委員会における事業計画に反映されている。

また、自己点検・評価の結果は、学内教職員で共有するとともに、監事の監査を経て、理事会で承認を受けた後、平成27(2015)年度は、学則に明示された「点検及び評価の結果について、本学の教職員以外の者」たる「第三者評価委員会」に意見を聞き、大学事務局に備え付けるとともに、ホームページにおいて公開している。

4-3 自己点検・評価の有効性

4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

これまでの自己点検・評価を踏まえながら、改善計画の確認（計画：PLAN）、計画の実行（活動：DO）、監事監査及び第三者委員会の外部評価の受審（確認：CHECK）及びホームページで公開し社会公表することにより説明責任を果たしている。そして、次年度の事業計画や改善計画を作成し、実行（実行：ACTION）と、全学的な PDCA サイクルの仕組みを構築し、組織及び大学運営の活性化に努めている。また、大学運営協議会において、これらをもとに事業計画や改善計画を作成しており、各学部・学科、委員会、事務局が計画を履行する体制は整えられている。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会貢献

A-1 日本の社会状況やニーズに沿った貢献

A-1-① グローバル化し多様化する社会の要請に的確に対応しているか。

A-2 地域（八王子市及びその周辺）のニーズに沿った貢献

A-2-① 地域貢献の核となる組織を設置し、学内各組織と連携を行っているか。

A-2-② 社会貢献事業が地域のニーズに的確に対応しているか。

【概評】

大学の使命・目的に基づいて教育課程を編成し、変貌する日本社会に即戦力として貢献できる人材の育成に力を入れている。多様化する社会の要請に応える大学独自の事業として、小学校英語インターンシップ、リベラルアーツ実習、言語文化海外実習及び看護学部看護学科が行う地域社会支援事業を行っている。これらの事業の内、リベラルアーツ実習、

言語文化海外実習については、実習期間により一定の修得単位として認められている。

地域共創センターでは、公開講座として地域のニーズを把握しつつ、語学、美術、音楽、教養等に関する講座を開催している。現代文化学部こども文化研究センターやキリスト教文化研究センターにおいても公開講座等の事業を行っており、地域共創センターは、これらの組織とも連携している。また、大学が設置されている八王子市及び八王子地域 25 大学・短期大学等との協働において市民大学「八王子学園都市大学いちょう塾」への授業科目の提供を行っている。高大接続事業としては、東京都立八王子北高等学校、東京都立砂川高等学校と協定を締結し、大学の授業を受講できるようにしている。

地域に開かれた大学事業としては 12 月に行われているクリスマスコンサートや「純心こどもの国のクリスマス」がある。「純心こどもの国のクリスマス」は、現代文化学部こども文化学科の開設以来続けられた取組みであり、学部学生の自主的な委員会活動にもつながっている。こうした取組み以外にも「大学コンソーシアム八王子」への参加、「八王子市町会自治会連合会」ロゴマークデザイン制作への応募及び「地域医療連携看護師会」への参加などを通して、大学の教育研究資源を地域の活性化へ生かしている。

基準B. 強み・特色を生かした独自の研究活動

B-1 建学の精神を支えるキリスト教カトリシズム研究の推進

- B-1-① キリスト教カトリシズムに関する研究組織の体制を整備しているか。
- B-1-② 共同研究、講演会、成果の出版等が適切に行われているか。

B-2 こども文化に関する研究の推進

- B-2-① こども文化に関する研究組織の体制を整備しているか。
- B-2-② 共同研究、講演会、成果の出版等が適切に行われているか。

B-3 地域ニーズを分析した看護教育実践研究の推進

- B-3-① 看護学に関する研究組織の体制を整備しているか。
- B-3-② 共同研究、講演会、成果の出版等が適切に行われているか。

【概評】

キリスト教カトリシズムの研究を、大学内に設置された三つのセンターで進めることにより、建学の精神と教育理念を教職員間で共有し、強固な基盤として機能している。

キリスト教文化に関する教育・研究の発展を目的として、「キリスト教文化研究センター」が設置されており、現代の危機的時代において、宗教間対話、他者間対話、文明間対話を探究し、和解、共生を迫及する方途の構築について研究が行われている。

また、カトリック的人類愛に根差した教育理念に基づき、こどもの文化全般及び保育・教育に関する研究を推進し、地域と連携しながら社会に貢献することを目的として、こども文化研究センターが開設されている。同センターでは、「児童文学（絵本文化）」「こども心理」「身体・表現」を三つの柱として「こども文化学」に関する研究が行われている。同研究センターは、現代文化学部こども文化学科の専任教員によって組織され、共同的研究

となっている。

看護師を目指す学生への教育については、臨地実習が効果的に展開されるための教育環境の整備・調整や看護実践研究を行うために、「看護教育実践研究センター」が開設されている。同センターは、看護学部看護学科の開設と同時に設置され、看護学生の教育、実践、研究能力の育成及び向上が図られている。同センターの組織は、看護学部の教員で構成されている。同センターでは、八王子市の病院、介護保健施設等の看護職者を対象に終末期看護に関する意識と教育・研修の実態調査を行っている。また、「実習病院及び地域などの看護職者の看護実践能力の開発及び向上に関する事業」として研修会も開催している。

三つのセンターでは、講演会をはじめ、各種事業を開催しており、その活動及び研究成果は、出版物としてまとめられ、社会に公表されている。